



資格情報のお知らせ交付申請書・ 資格確認書交付申請書

「協会けんぽGUIDE BOOK」

47ページ参照

資格情報のお知らせの再交付を希望する場合は「資格情報のお知らせ交付申請書」を、マイナンバーカードにより医療機関等においてオンライン資格確認を受けることができない方は「資格確認書交付申請書」を提出し、交付を受けます。

2024年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

※発行済みの保険証は最大一年間使用可能です。

記載例

1 資格情報のお知らせ交付申請書

資格情報のお知らせ等に記載されている記号と番号をご記入ください。

※枝番は記入不要です。

※記号・番号が不明な場合はP.31参照。

交付が必要な方を、1～3から選択のうえ、あてはまる数字をご記入ください。

交付が必要な方が被扶養者の場合は④の欄の氏名と生年月日をご記入ください。

2 資格確認書交付申請書

資格確認書は、交付理由欄に記載のケースに該当し、マイナ保険証を利用できない状況である場合のみ発行できます。該当する場合は、☒してください。

原則、被保険者の住所をご記入ください。
なお、被保険者の住所で受け取りができない場合は、受け取りが可能な住所をご記入ください。
ただし、宛名は被保険者氏名になります。

チェックリスト

	1 資格情報のお知らせ交付申請書	2 資格確認書交付申請書
提出時期	資格情報のお知らせの交付を希望する場合(※)や、お持ちの資格情報のお知らせをき損、紛失したとき ※氏名・生年月日の変更の場合は、資格情報のお知らせは自動で送付されませんので必要な場合は申請してください。	資格確認書の交付を希望する場合や、お持ちの資格確認書をき損、紛失したとき、医療機関等においてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができないとき
提出先	ご加入の協会けんぽ支部	ご加入の協会けんぽ支部 (事業所に勤務している被保険者およびその被扶養者は、事業主経由で申請してください。)
添付書類	なし	き損による再交付を希望する場合は、き損した資格確認書